

社会保障・税に関わる番号制度(労災保険制度関係)について

1. 現在の状況

社会保障・税に関わる番号制度(以下「番号制度」という。)については、本年6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部で決定された「社会保障・税番号大綱」(以下「大綱」という。)で示された方向性に基づき、関連法案の提出に向けた検討も含め、制度導入に向けた準備が進められている。

2. 労災保険制度における番号の利用

大綱においては、番号制度の導入により、

- ①よりきめ細やかな社会保障給付の実現、
- ②自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供、
- ③事務・手続の簡素化、負担軽減 等

が実現し得るものとされており、労災保険制度においても、大綱の内容を踏まえ、労災保険給付と厚生年金等との併給調整を行う際の厚生年金等の受給状況の確認に、番号制度を利用することについて検討を行っている。

<大綱の記載>

第2 基本的な考え方

2. 番号制度で何ができるのか

(1)よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- ・ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく年金たる保険給付の支給に当たっての厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)等の年金給付の受給状況の確認

<番号の利用による具体的な効果>

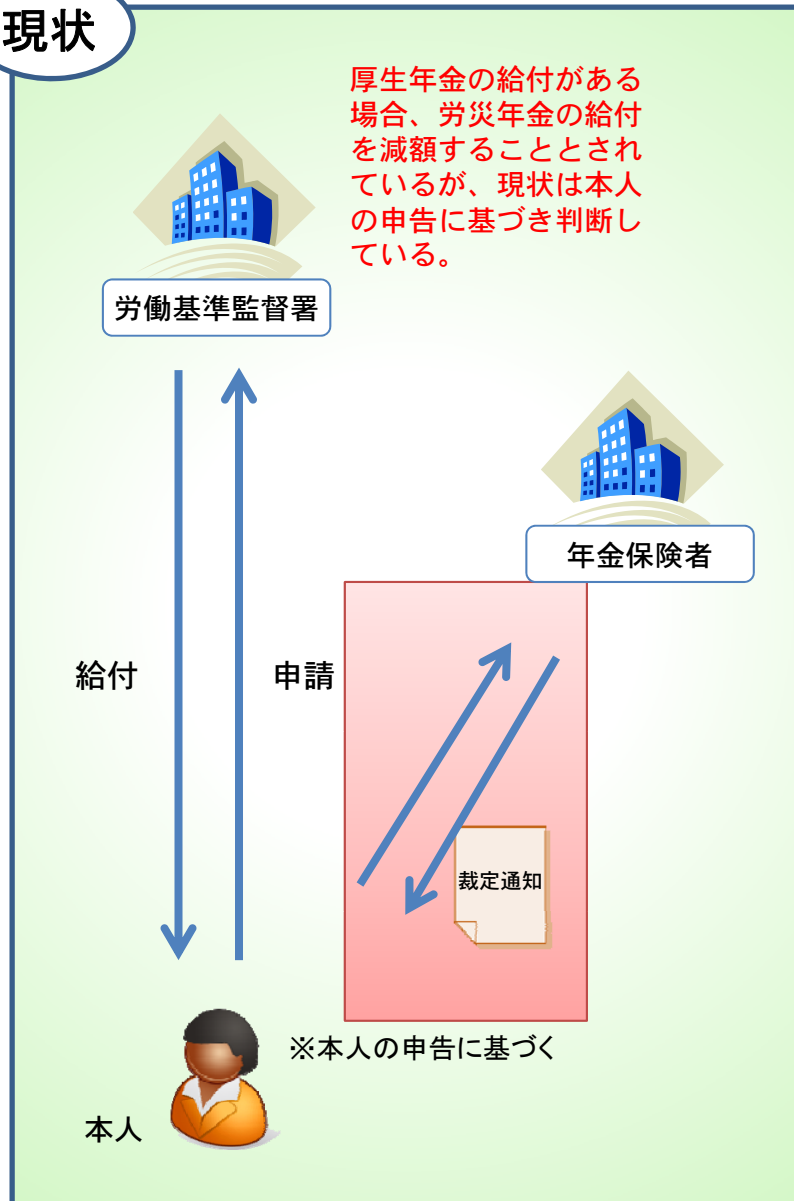
現在、労災保険給付の請求時に、厚生年金等の受給状況について請求書に記載を求めるとともに、裁定通知等を提出していただくことにより確認を行っている。番号制度導入後は、労働基準監督署が請求者本人の申告によらず、情報連携基盤を通じて関係機関から厚生年金等の受給状況に関する情報の提供を行けることにより、請求者の手続上の負担を軽減できるほか、適確な労災年金支給業務が継続的に維持される。(別添イメージ図参照)

3. 今後のスケジュール(大綱の記載)

- | | |
|-----------|--|
| 平成23年秋以降 | : 可能な限り早期に番号法案・関係法案を国会提出 |
| 平成26年6月 | : 個人に「番号」、法人に「法人番号」を交付 |
| 平成27年1月以降 | : 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始 |
| 平成30年目途 | : 番号法の執行状況等を踏まえ、利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しについて検討 |

労災年金と厚生年金等の併給調整

現状



今後

